

給水装置新設・改造に係る私道内配水管布設工事負担金に関する要綱

(平成2年3月9日)

(西宮市水道局訓令第5号)

沿革

平成6年6月30日 西宮市水道局訓令第2号〔1〕

平成9年3月31日 西宮市水道局訓令第6号〔2〕

平成17年5月18日 西宮市水道局訓令第1号〔3〕

平成26年4月1日 西宮市上下水道局訓令第2号〔4〕

令和元年9月30日 西宮市上下水道局訓令第3号〔5〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、私道内における給水装置の新設又は改造の申し込みにともない新たに配水管を布設する場合の布設要件、布設工事費の負担その他必要な事項について定めるものとする。

(私道の基準)

第2条 この要綱を適用する私道の基準は、公衆の用に供され、幅員が2メートル以上あり、原則としてその両端が公道に接続しているものとする。ただし、公社住宅、公団住宅、社宅その他これらに類する住宅の敷地内通路は除くものとする。

(配水管の布設要件)

第3条 配水管の布設は、次の各号に掲げる要件に該当する場合に実施するものとする。

- (1) 私道の土地所有者（以下「私道所有者」という。）全員が配水管布設に同意し、かつ、用途廃止まで使用料が無償であること。
- (2) 私道の土地所有権を第三者に譲渡する場合は、当該私道所有者の責任において、引き続き配水管の占有が認められる措置をとる旨の確約が得られること。
- (3) 既設給水管がある場合は、配水管からの引き込みに変更するため、既設給水管の所有者（以下「給水管所有者」という。）が当該所有権を放棄し、既設給水管からの水道使用者（以下「水道使用者」という。）が水道料金を滞納していないこと。
- (4) 配水管の布設及び維持管理に当たって、私道所有者、給水管所有者及び水道使用者の全面的な協力が得られ、かつ、配水管布設に支障となる条件が付されないこと。

(適用除外)

第4条 この要綱は、西宮市が定める「開発事業に関する指導要綱」が適用される開発事業及び「西宮市小規模住宅等指導要綱」が適用される建築行為にともなう配水管の布設については、適用しない。

(工事費の負担)

第5条 給水装置の新設又は改造の申し込み（以下「申込み」という。）にともない新たに

配水管が布設される場合には、当該給水装置の申込者（以下「申込者」という。）は、配水管の布設工事費に充当するための工事費の一部を負担するものとする。

第6条 申込者が負担する工事費負担金（以下「負担金」という。）は、申込者が申込み箇所までの専用給水管を布設する場合に要する工事費（舗装復旧を実施する場合において、専用給水管の口径が40ミリメートル以下のときには、路面復旧費（仮舗装及び本舗装とする。）を除くものとする。）の額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の全額とする。ただし、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

〔1〕〔2〕〔4〕

第7条 負担金による配水管布設工事が完成した後、6箇月以内に、同一路線において新たに申込みがあった場合は、前2条の規定を準用する。

（工事費の算出）

第8条 第6条に規定する専用給水管の布設工事費は、「受託（給水管布設・配水管移設等）工事費の積算方式について（昭和57年7月30日決裁拡張第46号）」の取扱いを準用して算出する。

（配水管布設の申請）

第9条 申込者は、配水管の布設を希望する場合には、配水管布設申請書に次の各号に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。

- （1）私道所有者の配水管布設同意書
- （2）私道の登記事項証明書及び字限図の写し
- （3）その他管理者が必要と認める書類

〔3〕

（配水管布設の決定等）

第10条 管理者は、前条の申請書に基づき必要な調査を行い、当該年度の予算の範囲内において、配水管布設の採否を決定し、その結果を申込者に通知するものとする。

（負担金の納入等）

第11条 前条の規定により配水管を布設する旨の通知を受けた申込者は、負担金を納入通知書により指定された期日までに納入しなければならない。

2 前項の申込者が負担金を指定された期日までに納入しないときは、当該負担金に係る申込み及び配水管布設申請を取り消したものとする。

（負担金の精算）

第12条 管理者は、配水管布設工事が完成した後、負担金を精算し、過不足があるときは、還付又は追徴をする。

（申込み取消しの場合の経費）

第13条 申込者の都合により、申込みを取り消した場合は、「給水装置工事の申込み取消しの場合の経費の徴収について（昭和54年8月27日水庶内第83号）」の取扱いを準用

する。

(廃止・布設替の場合の費用)

第 14 条 配水管が布設された後において、当該配水管から給水を受ける者又は私道所有者が自己の都合により、当該配水管の廃止又は布設替えを必要とするときは、それに要する費用を負担しなければならない。

(その他)

第 15 条 この要綱の実施に関し必要な事項については、管理者が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から実施する。

付 則 (平成 6 年 6 月 30 日西宮市水道局訓令第 2 号〔1〕)

- 1 この訓令は、平成 6 年 7 月 1 日から実施する。
- 2 改正後の給水装置新設・改造に係る私道内配水管布設工事負担金に関する要綱の規定は、平成 6 年 7 月 1 日以後の受理分について適用し、同日前の受理分については、なお従前の例による。

付 則 (平成 9 年 3 月 31 日西宮市水道局訓令第 6 号〔2〕)

- 1 この訓令は、平成 9 年 4 月 1 日 (以下「実施日」という。) から実施する。
- 2 改正後の給水装置新設・改造に係る私道内配水管布設工事負担金に関する要綱の規定は、実施日以後に申込みを受理した負担金について適用し、同日前に申込みを受理した負担金については、なお従前の例による。

付 則 (平成 17 年 5 月 18 日西宮市水道局訓令第 1 号〔3〕)

この訓令は、公布の日から実施する。

付 則 (平成 26 年 4 月 1 日西宮市上下水道局訓令第 2 号〔4〕西宮市水道事業経営審議会運営要綱等の一部を改正する訓令 14 条による改正付則)

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

付 則 (令和元年 9 月 30 日西宮市上下水道局訓令第 3 号〔5〕)

- 1 この訓令は、令和元年 10 月 1 日 (以下「実施日」という。) から実施する。
- 2 改正後の給水装置新設・改造に係る私道内配水管布設工事負担金に関する要綱の規定は、実施日以後に申込みを受理した負担金について適用し、同日前に申込みを受理した負担金については、なお従前の例による。